

■開館紹介

公文書館法が制定され、「文書館」の建設には益々拍車がかかるものと思われます。今号では、本年中に開館予定の2館をご紹介します。

※広島県立文書館（もんじょかん）

広島市中区千田町3-7-47に建設される「広島県情報プラザ」内に設置されます。同プラザは地上6階地下2階で、文書館・図書館・産業技術交流センター3施設の複合館です。文書館の開館は秋の予定。所管は知事部局。条例により公の施設として設置されます。県庁との距離は約2キロ。収集対象資料は、保存年限を過ぎた県庁文書及び古文書類等。歴史的価値ある文書を閲覧に供します。将来は、3施設を結んだコンピュータ検索制度を予定しています。

※千葉県文書館（ぶんしよかん）

千葉市中央4-15-7、県庁に隣接した地に、地上7階地下1階の独立館として設置されます。開館は6月15日。所管は知事部局です。既に、昨年12月には「千葉県文書館設置管理条例」が制定されており、公の施設としてスタートします。収集対象資料は、県庁文書・古文書類・その他の歴史的資料類です。作成・収受されてから30年経過で閲覧対象となる制度を検討中。行政資料の目録をパソコンに入力し、検索に利用する予定です。

（東京都公文書館 水野保寄）

■文書館学研修会開催される

昭和62年11月30日から12月4日までの5日間にわたり文書館学研修会が国立史料館の主催によって開かれました。

この研修会は、「近年、史料保存利用機関等が増加しつつあり、これらの機関等において、史料の保存と利用についての専門職員を配置する

ことは業務上不可欠な条件である。（中略）

このたび、史料保存利用機関等において経験を重ねた職員を対象として、文書館学に必要な専門知識を修得させ、史料の保存及び利用等の一層の効果を図るために」という趣旨のもとで開催されたものです。

講議の内容は次のとおりです。

文書館学方法論—記録のライフサイクルと廃棄・収集・評価の問題点

文書館制度—官庁文書・民間史料の保存体制と関連法規

企業史料の保存と利用

組織管理の基礎理論

検索手段作成の理論と実務—文書館学的アプローチ

検索手段作成の理論と実務—図書館・情報学的アプローチ

放送番組アーカイブズ設立の諸問題—新しい視聴覚記録媒体の出現とアーカイブズ

統計資料の蓄積と加工

史料の保存科学—諸記録媒体の劣化と保存措置

この研修会には、全国の各種機関から26名参加しました。参加者は上記のような様々の学問分野での理論と実務についての講議を受けるとともに、「史料の保存と利用のための知識を学問的体系にまで高める」ことをめざして活発な討論が行われました。

なお、昭和63年度にも引き続き文書館学研修会を開催する予定で検討していくとのことです。

■編集後記■

公文書館法をめぐる様々の熱い論議が交わされているようです。本号にはその動向の一端が反映しています。ただ、意見の相違はあっても、文書館運動の前進を求めつつある姿勢は共通している、といえます。これからも、忌憚のないご意見をお寄せ下さい。